



## 一、明治改元當時ノ覺書

## 諸公卿

朝廷格式之外衣冠ヲ休テ黒齒ヲ廢シ平服ニスヘシ

各局役員ヲ減シテ專委任スヘキ事

判事ヨリ町奉行縣令ヲ任スヘシ最人物ヲ撰フヘシ

陸海軍務ヲ兩局ニ分ツヘキ事

政務總裁ヲ太政大臣ニ任スヘキ事親王宮ハ格外タルヘキ事

海軍ノ基礎ヲ起スニ諸侯毎年石數ニ應シ償ヲ出サシム(ベ)シ最各藩ニ

テ別ニ海軍ヲ備ヘシムヘカラス

職務ノ輕重ニ依テ官位ヲ與ヘ名實相膺ラシムヘキ事

右朝廷ヨリ各藩ニ令シテ無用ノ兵ヲ廢シ現石ノ高ニ應シ士官何十人

歩卒何百人ト定ムヘシ最政務ニ關係スル者ヲ除クヘシ且封建ノ制度

明治改元當時ノ覺書

三

## 五九、大津事變

二三一

## 六四、内閣鞏固ナラサル原因

二六二

明治二十四年五月十一日余塔ノ澤温泉ニ在リ岩倉公爵電信ヲ以テ報シテ曰至急ノ使命ヲ帶テ小田原ニ來間セントス須臾ニシテ松方總理大臣ノ電報ヲ接受ス曰大津ニ於テ道路配置ノ巡查其帶ル所ノ劍ヲ以テ魯國皇太子ノ頭部ニ負傷セシメタリ事容易ナラス直ニ上京スヘシト余電文ヲ讀ミ驚愕ニ勝ヘス晩食半ニシテ不覺箸ヲ投シ直ニ人力車ヲ命シ上京ノ途ニ上リ小田原ニ立寄ル岩倉公爵ノ來着スルニ會ス相伴テ小田原ヲ發ス蓋シ即刻上京スヘキノ内旨ヲ拜ス車ヲ飛ハシテ國府津停車場ニ至リ最終汽車ニ乗シ翌十二日午前一時新橋ニ着ス宮廷ヨリ用意ノ馬車ニテ公爵ト共ニ宮中ニ伺候ス既ニ御寢ノ趣ヲ聞キ宮内大臣ニ面會ス侍從ヲ以テ御寢所ニ伺候スヘキノ命アリ御床ノ下ニ拜伏シ聖慮ヲ伺ヒ直ニ退出内閣大臣ニ面會事情ヲ聞ク時已ニ三時

西郷青木兩大臣ハ十一日夜汽車ニテ已ニ西京ニ向ヘリ  
詔勅ノ發表ハ十一日ノ事ト見エ余ハ十二日朝新聞紙ノ張出シヲ車

中ヨリ一見シテ之ヲ知レリ

十二日午前六時御發輦奉送ノ爲メ新橋停車場ニ至リ龍車將ニ發セントスルニ臨ミ宮内大臣勅命ヲ傳ヘ次便ノ汽車ニテ西京ニ陪乗セヨ

トノ事ナリ奉送ノ各大臣及ヒ黒田伯余等ハ松方大臣ノ案内ニ依リ永田町ノ官邸ニ至リ朝餐ノ饗應ヲ受ケタリ相會スルモノ山田後藤陸奥及ヒ主人

ノ四大臣黒田及ヒ余ナリ席上大津犯人處刑ノ論起ル山田伯曰ク裁判官中處刑ノ事ニ付兩説アリ即チ之ヲ罰スルニ皇室罪ヲ以テ擬スルト尋常謀殺ヲ以テスルトナリ余ハ今般ノ事變ハ實ニ重大ニシテ結局豫メ逆視スヘカラサルモノアルヲ以テ其ノ重キヲ取ラサル可カラス萬

## 内容見本

(70%縮小)

第十一 各大臣相猜疑殆ント朝ニタヌ謀リ難シ

諸公ニ於テ前十一條ノ弊患ナシト云ハバ余乞諸公ノ爲メ其ノ事實ヲ徵證シテ其反省ヲ仰カシ

第十二 黒幕ノ後援ヲ特ミ却テ其責任ニ重キヲ措カス

第一 平生政治ノ方針一定セス

第二 事ニ臨ンテ始メテ閣員ノ意見ヲ現出ス利害其所見ヲ異ニス

第三 交通スル所限局アリ故ニ緩急輕重ヲ異ニス

第四 方略各人ニ出ツ相齟齬セサルヲ得ス

第五 議員統御ノ方其ノ當ヲ得ス

第六 信ヲ裏門ニ措キ探偵的ノ末時ヲ以テ事情ニ通達セリト爲ス

第七 浮説流言ヲ信シ離間ニ陥ル

第八 機密費ノ支用ヲ誤ル

第九 公衆ニ對シ特ニ議會ニ對シ赤心ヲ表白セス

樺山ハ例外

第十 人ヲ用ユル時勢ニ適セス

松方内閣の下に召集せられたる第二議會は最初より朝野の抗争激烈を極め、其の結果明治二十四年十二月廿六日を以て解散せらるに至つた。當時祖考は樞密院議長の職に在り、實際政治に遠ざかつて居たが、政界の紛糾を傍観するに堪えず、政府に與ふる警告として認められた覺書が即ち此書である。臨時選舉を前にした明治二十五年初頭の執筆であらう。



## 伊藤博文のエッセンスが一冊に

萩博物館特別学芸員 一坂 太郎

今年は明治天皇が崩御してから百年。あらためて、政治指導者としての明治天皇の手腕が注目される。列強がつぎつぎとアジア各地を侵食していた時代に、明治日本は猛スピードで近代化を進め、独立国として生き残つてゆく。

その間のことばは、功罪ともにいろいろと考えさせられる部分もあるが、ともかく「よくぞ、やつたもんだ」との感慨を抱かざるをえない。

明治天皇の絶大な信頼を得、数々の国家運営の青写真を描き、幾多の困難を克服しながら実現していくのが伊藤博文だ。伊藤がいなければ、日本の近代化はまた別の軌跡をたどっていたかもしれないと思わせるほど、巨大な政治家である。もちろん、伊藤の下で働いた有能なスタッフが在ればこそだが、かれらから上つて来るものを取捨選択し、まとめて、私心を挟むことなく、リーダーとして判断を下していったのだ。これぞ、國家舵取のお手本である。

私が特にその感を強くしたのは三年前、伊藤没後百年を記念し、萩博物館で行われた特別展「伊藤博文とその時代」の主査を務めた時だ。短期間に伊藤の遺品や史料をすいぶんたくさん見る機会を得たが、その中に勅書の下書きがいくつかあつたのが印象的だつた。伊藤も関係する議会で、ある揉め事が起つたさい、明治天皇が勅を下し解決するのだが、その下書きを伊藤自身が書いていたりするのは面白かった。伊藤こそ、明治天皇の「ゴーストライター」だと思った。

ろくでもない政治家ばかり次から次へと出てくる、ちつとも美しくない二十一世紀のこの国において、伊藤の再評価が高まっているのは決して偶然ではあるまい。多くの国民が伊藤の再来を願つているのは、悪くない傾向だと思いたい。日本人は、まだまだこの人物から学ぶものがあつたはずなのに（美化するという意味ではない）、戦後のある時期、なにを脅えたのか、みずからの手で葬り去つてしまつたのだ。千円札の顔から消えて久しいし、半世紀続いたと自慢するNHKの大河ドラマも、いまだこの人物を正面から取り上げようとしない。幕末維新のドラマとい

が付く。編者は嗣子の伊藤博精、校訂者は平塚篤、やはり伊藤の史料集として忘れてはならない『伊藤博文秘録』（正・続、昭和四・五年）を作つたコンビだ。目次だけ見ても、圧倒される。ためしにいま、気になるキーワードだけ拾つてみても兵制確立、版籍奉還、特命全権大使、台湾征討、地方官会議、大阪会議、士族救助、西南戦役、琉球処分、自由民権運動、華族、国会開設、憲法調査、条約改正、大津事変、日清戦争、三国干渉、北清事変、政友会、日露戦役、韓国統監などなど、明治政治史の年表を見ているようである。これが、一人の政治家によつて書かれたものであることも驚異だ。なぜ日清・日露戦争を行わねばならなかつたのか、なぜ憲法を作らねばならなかつたのか、なぜ朝鮮に手を出さねばならなかつたのか、国際社会における当時の日本の言い分がちゃんと記されている。

存命中から伊藤は好色漢や性豪のように言われた。そのイメージは今も伊藤像につきまとう。ただし本書を見ていると、伊藤に女性を追いかけまわすような時間が、果たしてどれ程あつたか疑問が沸いてくる。これほどの激務の中で、そんなことは物理的に見ても不可能ではないのか。おそらく陽気な伊藤が一の話を十にして面白おかしく語り、それがさらに十倍、二十倍とどんどん増幅し、人口に膾炙していったのであろう。

収められた史料は厳選された百三十点だから、いずれも重要であることは言うまでもない。やや王道からはずれるかもしれないが、私は「六四、内閣肇固ナラサル原因」などが、特に面白いと思った。これは第二議会が朝野の猛攻を受けて明治二十四年十二月、解散したさい、少し政治から遠ざかつていた枢密院議長の伊藤が、十二カ条に分けて議会の問題点を書き出したものだ。

「平生政治ノ方針一定セス」「浮説流言ヲ信シ、離間ニ陥ル」「公衆ニ対シ、特ニ議会ニ対シ、赤心ヲ表白セス」「人ヲ用ユル時勢ニ適セス」などは、いつの時代でも当てはまることがあるだろう。「信ヲ裏門ニ措キ、探偵的ノ末時ヲ以テ事情ニ通達セリト為ス」「黒幕ノ

のばかりだ。実に、もつたない話ではないか。

政治家としての伊藤を知るのに、なにかよいテキ

ストはないかと尋ねられたら、私は今回マツノ書店から復刻される『滄浪閣残筆』（昭和十三年）をイチとで、「滄浪閣主人」と署名した伊藤の書をよく見かける。伊藤はこの地を特に愛し、住民票も移していいた。書名だけを見ると隨想集のようでもあり、この点ずいぶんと損をしている名著だと思う。先日のマツノ書店の読者アンケートでも、他の書籍に比べて知名度は高くなかった。

内容はといえば、明治元年から同四十年までの間に伊藤が書いた意見書を中心に、覚書、日記など百三十点が時系列で並べられ、それぞれに簡潔な解説

## 総目次

明治改元当時		憲法調査ノ爲メ再度ノ渡欧ト竹添事件当時	
一 明治改元当時ノ覺書	三四 裁判官及中央銀行其ノ他 二 兵制確立ノ上言 三 藩籍奉還ノ儀 四 財政当局被免ノ懇願	三四 憲法調査ニ付意見書 三五 スタイン博士招聘ノ儀 三六 天皇陛下ノ期望預図ノ眼目 三八 議会ト政府トノ関係	三一 御詔勅草案 三二 大隈重信ノ憲法案 三三 国会開設ノ詔勅
歐米差遣ト其ノ前後		憲法調査ノ爲メ再度ノ渡欧ト竹添事件当時	
五 御勅諭草案 六 桑港着後ノ書信 七 特命全權大使ノ使命 八 使節委任ノ全權 九 天皇陛下ノ期望預図ノ眼目 十 造幣ニ閔スル意見書	三九 憲法上國体ノ研究 四〇 伯林ヨリノ書簡断片 四一 町村制ト行政裁判所制 四二 政党ノ将来ヲ憂フ 四三 條約改正ト委員ノ歐米派遣 四四 論功行賞問題	三四 憲法上國体ノ研究 四〇 伯林ヨリノ書簡断片 四一 町村制ト行政裁判所制 四二 政党ノ将来ヲ憂フ 四三 條約改正ト委員ノ歐米派遣 四四 論功行賞問題	三一 御詔勅草案 三二 大隈重信ノ憲法案 三三 国会開設ノ詔勅
参議兼工部卿時代		第二次組閣ト日清戦争当時	
一一 台湾征討ノ不可 一二 地方官會議ノ勅語草案 一三 大阪會議ノ顛末 一四 御詔勅草案 一五 明治八年大詔草案 一六 士族救助ニ閔スル私案 一七 教育権限規定改正案 一八 西南戦役中ノ上奏書 一九 地方官會議長ノ上奏書 草案	四五 西巡日記 四六 竹添公使事件ノ顛末 四七 内閣會議ト上奏 四八 教育總監部條例ノ御裁可 四九 條約改正ニ付スル苦心 五一 谷將軍ノ條約改正意見ヲ駁ス 五二 海上旅行日記ノ一部 五三 帝国憲法ト英國主義 五四 貴族院令ノ制定ト腹案ノ一端	七三 讀蘭国公使提出覺書 七四 対清宣戰通告電報草案 七五 各政党首領御召ノ上奏文 七六 日清戰爭策戰意見書 七七 米国政府調停ノ謝絶 七八 韓國改革ノ要諦 七九 自効恭記 八〇 対清談判ニ閔スル方針 八一 李鴻章遭難ノ椿事 八二 休戰條約ニ閔スル意見書 八三 日清休戰中ノ感想 八四 清國ノ台灣割譲ト島民ノ反抗 八五 三国干涉現出ノ所以 八六 三国干涉ト露國ノ強要 八七 三国干涉當時ノ詔勅草案 八八 日清講和条約批准後ノ措置 八九 第二期議会當時ノ詔勅ノ意見 九〇 対議会政策方針書	六四 内閣鞏固ナラサル原因 六五 総選挙ト政府当局ノ心得 六六 日記ノ一節 六七 條約改正臨時委員ノ資格
内務卿時代ト琉球事件前後		第三次内閣時代	
二〇 内務卿専任ノ事務 二一 外交上ノ電文案 二二 琉球处分案 二三 自由民權運動ニ閔スル上奏 二四 副島伯ニ閔スル書簡 二五 日支琉球事件交渉 二六 ハインリッヒ親王ノ家鴨 二七 華族ノ新制度ト教育振興 二八 琉球事件関係書簡下書 二九 教育ニ閔スル上奏書 三〇 琉球事件辨駁書草案	五六 大隈遭難當時ノ日記 五七 條約改正ニ於ケル伊藤伯ノ意見 五八 第二期議会當時ノ詔勅案 五九 大津事変 六〇 皇族ト貴族院出席ノ可否 六一 軍部大臣ト文官制問題 六二 第二期議会後奉答書下書 六三 上奏文案	九一 内閣組織ニ就テノ覺書 九二 外交ノ事 九三 上奏文草案	一二一 露国ニ付スル決意 一二二 日露断交直前ノ元老大臣 一二三 日露交涉破裂ノ顛末 一二四 韓國施設經營事項ノ條學併對韓方策 一二五 日露戰役中ニ於ケル苦心 一二六 韓國統監就任ノ挨拶草案 一二七 統監駐在ニ閔スル御親書案 一二八 朝鮮処理ニ閔スル意見 一二九 對韓政策電報草案 一三〇 海軍防備隊條例發布ニ閔
政友会組織ト北清事変当時		第四次組閣ヨリ枢相挙任迄	
九四 大勲位正二位候爵奉還ノ上表	九五 日清戦後極東ノ形勢	九六 政友会組織ノ下相談 九七 枢密院顧問増員ノ事 九八 清國漫遊日記ノ一節 九九 對支意見ノ一端 一〇〇 奉答文案	一〇一 日露協和ニ付スル私案 一〇二 清國事件ニ閔シ大命ヲ奉 一〇三 北清事変指揮官問題 一〇四 立憲政友会創立ノ端緒 一〇五 政友会組織趣意書 一〇六 上奏文草案

このように『滄浪閣残筆』は政治家伊藤というより、明治政治史のエッセンスがぎっしり詰まつた一冊だ。中には、こんにちの日本に直接通じる部分も多々ある。本来なら本書は文庫のような手軽な装丁で、当たり前のようすに書店に並べられ、古典として読み繼がれてもいいと思う。とくに歴史や政治・経済を学ぶ者、政治家などにとつては、座右に備えるべき文献である。ただし、いまのところ、それは実現していないので、今回のマツノ書店による復刻は快挙だ。ありきたりな言い方だが、多くの方々に読んでいただきたい。

んでもかんでも裏から手をまわそとする悪弊を厳しく戒めている。